

第40回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年10月16日（金）16：00～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】国内における最近の新規感染者発生状況について
- 【資料3】新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料4】インフルエンザ流行に備えた体制整備について
- 【資料5】8～10月の新規感染者の状況について

第40回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

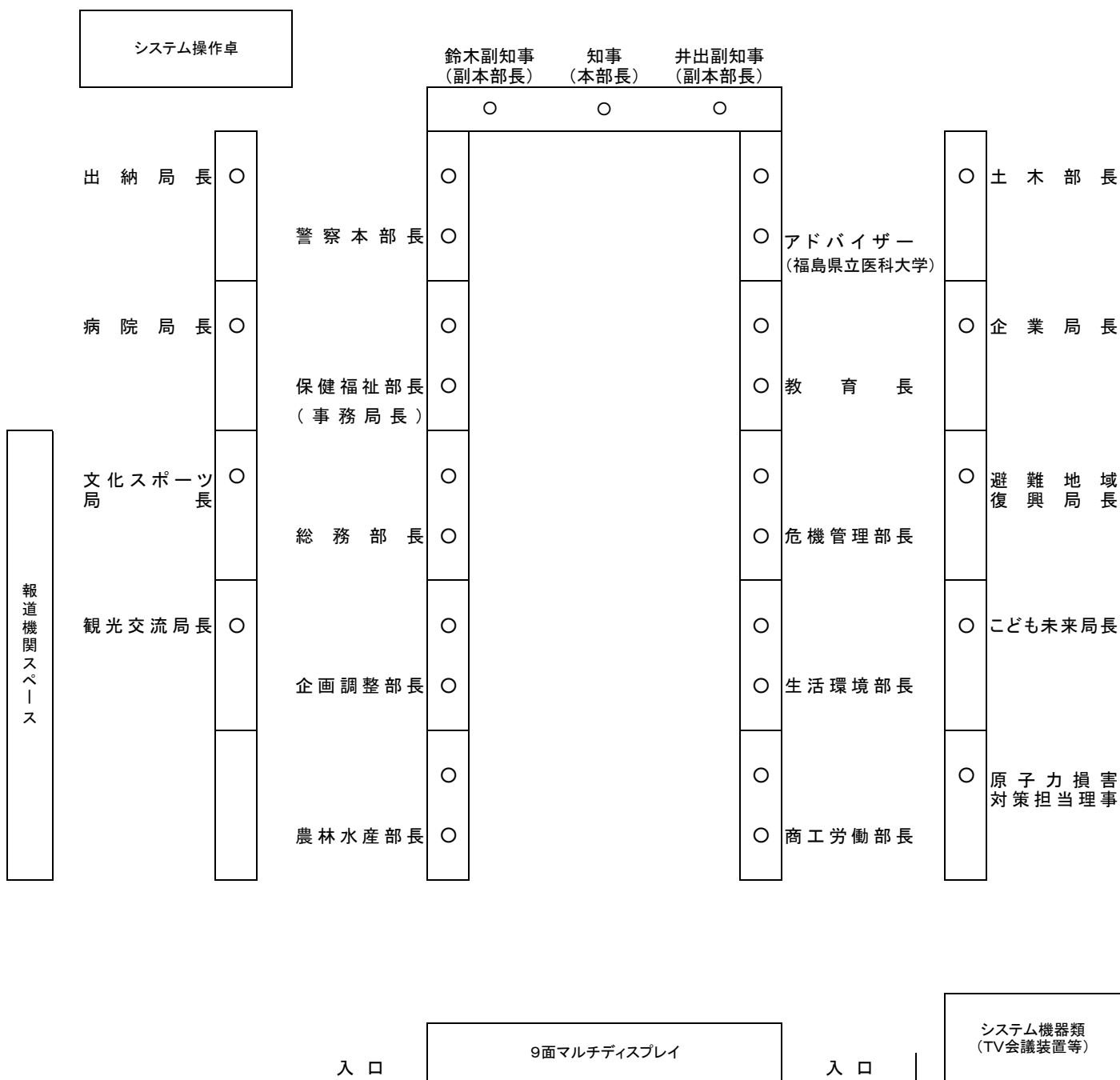
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	和田薫	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼) 医療対策班長	金成由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷光彦	

第40回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和2年10月15日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数 347人
 (うち死亡者数 6人)

(性別)

男性 205人
 女性 142人

(年代別)

10歳未満 7人
 10代 26人
 20代 48人
 30代 59人
 40代 47人
 50代 69人
 60代 46人
 70代 25人
 80代 15人
 90代 5人

○入退院の状況

入院者数(入院予定を含む) 78人
 他県届出陽性者の入院者数 0人
 (うち重症者数 3人)
 宿泊療養施設入所者数 4人
 退院・退所者数(死亡者含む) 265人

【病床等の確保状況】

確保病床数 469床
 (うち重症者用病床数 42床)
 病床利用率 16.6%
 宿泊療養確保室数 160室

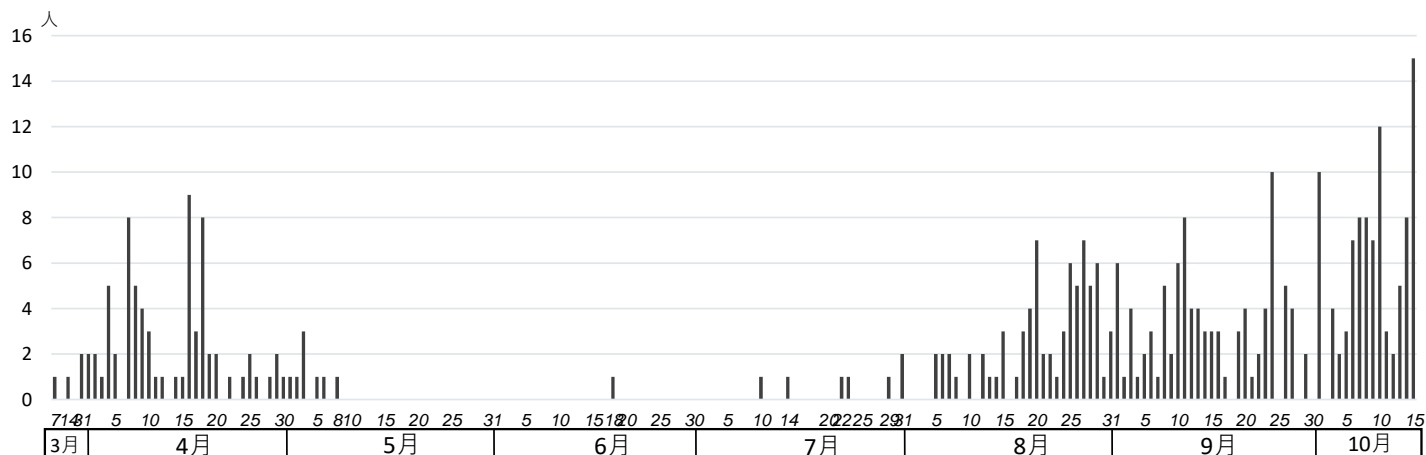
【検査の状況】

1/26～10/15累計 24,370件
 ※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く

(参考)

国内の陽性者数 89,488人
 ※令和2年10月15日0時時点(厚生労働省情報)
 ※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く

【陽性者数の推移】



【相談対応の状況】（10月14日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

（参考）保健所の対応件数

1/29～2/29	568
3/1～3/31	814
4/1～4/30	5,057
5/1～5/31	1,909
6/1～6/30	600
7/1～7/31	854
8/1～8/31	1,187
9/1～9/30	821
10/1～10/15	435
計	12,245

（単位：件）

1/29～2/29	1,749
3/1～3/31	2,953
4/1～4/30	11,959
5/1～5/31	2,968
6/1～6/30	1,325
7/1～7/31	1,865
8/1～8/31	2,475
9/1～9/30	2,081
10/1～10/15	1,110
計	28,485

（単位：件）

○帰国者・接触者相談センター（県内9か所）相談件数

1/29～2/29	343
3/1～3/31	1,712
4/1～4/30	10,987
5/1～5/31	6,949
6/1～6/30	5,083
7/1～7/31	4,727
8/1～8/31	6,920
9/1～9/30	5,434
10/1～10/15	3,212
計	45,367

（単位：件）

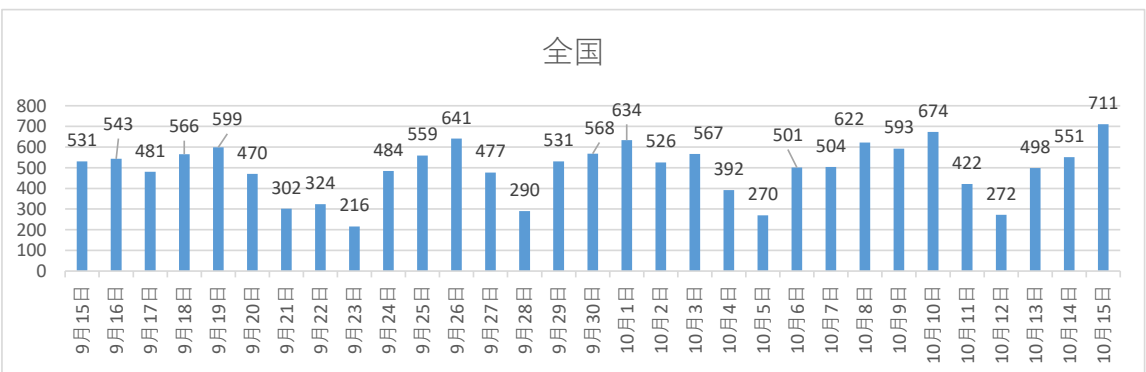
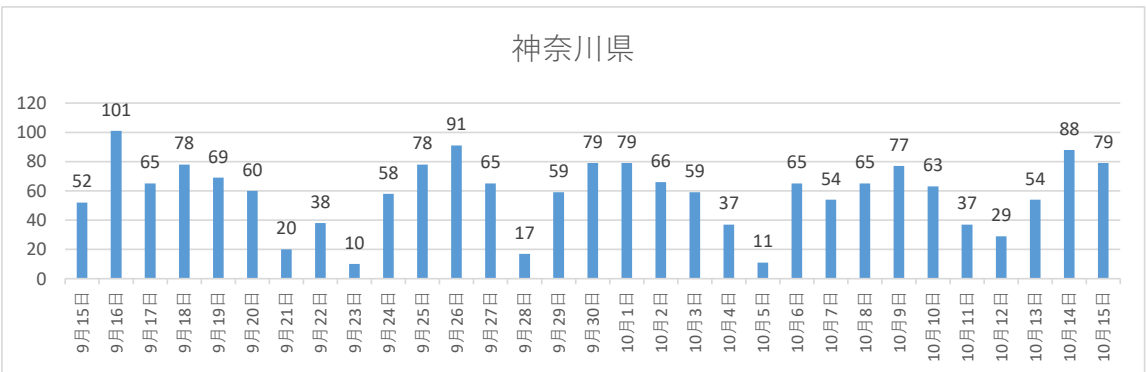
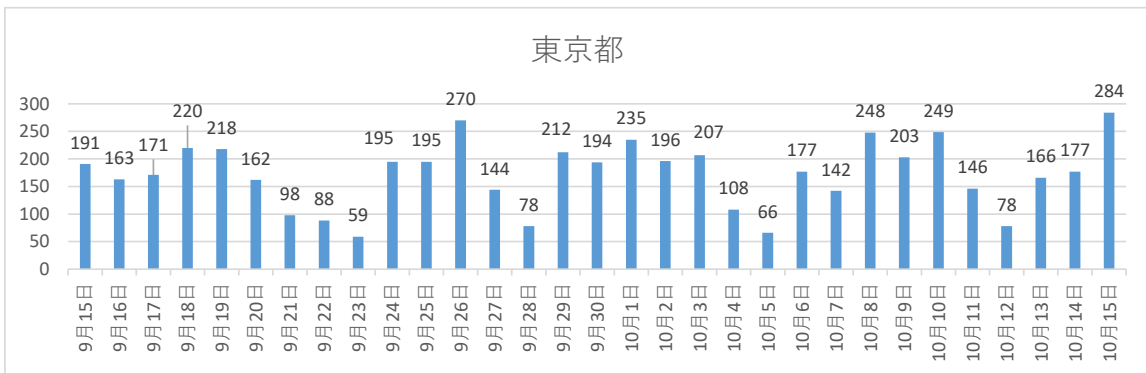
R2.10.16

国内における最近の新規感染者発生状況について

都道府県別新規感染者数（上位 5 都道府県）

（単位：人）

順位	都道府県名	10/9～10/15の 新規感染者数 (直近1週間)	左記10万人当たり 新規感染者数	(参考) 9/16～前日までの 新規感染者数
1	東京都	1,303	9.36	5,149
2	神奈川県	427	4.64	1,751
3	大阪府	362	4.11	1,636
4	埼玉県	311	4.23	915
5	千葉県	238	3.80	985
13	福島県	52	2.82	133
	全国計	3,721		14,788



新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況（継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要）

※ 太枠：前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及び新型コロナウイルス関連情報を掲載	総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	4/22～	・都道府県をまたぐ移動の自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に「不要不急の外出は自粛ください」を表示。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる医療関係物資や食料品等の物流を支える長距離ドライバー等へ「物流を支える皆様ありがとう」の感謝のメッセージを交互に表示 ・道路情報板表示内容・期間 「外出時は感染防止策の徹底を」 (6/1～当面の間)	土木部
7	4/28～	・県境を跨ぐ県管理道路25箇所に移動自粛等を呼びかける看板を設置 ・道路看板表示内容・期間 「感染拡大防止 外出時は感染防止対策を徹底しましょう」 (6/1～当面の間)	土木部
8	6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
9	6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、 総務部
10	7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、 総務部
11	8/8～	・新聞、テレビ、ラジオ等を活用し、新しい生活様式や医療提供体制に関する広報を実施	対策本部
12	9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
13	9/18	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック（第8版）を作成	対策本部
14	9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、 総務部

(2) サーベイランス・情報収集

15		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、 保健福祉部
----	--	-------------------------------	----------------

※ 相談体制については、(4)の1) 相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3) 検査体制に記載

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

	①全般的な取組		
16	6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、 危機管理部
17	6/17～	・休業要請の対象とならない事業者についても一定要件のもと、「新しい生活様式」に対応するための取組を支援する給付金の受付を開始。	商工労働部
18	7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
19	9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
20	9/17	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
21	9/17	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、 危機管理部
22	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付（令和2年10月14日現在）		対策本部、保 健福祉部、こ ども未来局
	i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況 ・マスク 累計 3,448,000枚 ・フェイスシールド 累計 401,000枚 ・医療用ガウン 累計 1,420,000枚 ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 ・保護施設 (マスク) 累計 18,500枚 (消毒液) 累計 129リットル ・高齢者施設等 (マスク) 累計 1,108,722枚 (消毒液) 累計 5,555リットル ・障がい者支援施設 (マスク) 累計 265,850枚 (消毒液) 累計 3,513リットル ・こども園・保育所等 (マスク) 累計 50,500枚 (消毒液) 累計 1,916リットル ・児童養護施設等 (マスク) 累計 215,000枚 (消毒液) 累計 4,168リットル		

(4) 医療等

1) 相談体制

23	2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、 保健福祉部
24	3/27	・コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを開始	対策本部、 保健福祉部
25		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応）	対策本部、 保健福祉部
26	5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル（コールセンター）：5回線 ・帰国者・接触者相談センター：15回線 ※21:00～8:30は4回線	対策本部、 保健福祉部

2) 外来医療提供体制

27	9/9～	・ 県内の帰国者・接触者外来の設置数 4 4	対策本部
28	10/12～	・ 6/15から旧手代木病院において開設していた、喜多方市における地域外来（発熱外来）を、県からの委託事業として運営開始 県内の地域外来の設置数 1 9（うち県委託 1 4）	対策本部

3) 検査体制

29	9/1～	・ 妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
30	10/1～	・ 県内の検査体制について、一日あたりの検査可能数を 8 3 2 検体に拡充（+ 2 3 2 検体）	対策本部、 保健福祉部
31	10/9～	・ 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設が 2 1 2 となった	保健福祉部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

32	4/1～	・ 県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、 保健福祉部
33	4/7～	・ 対策本部内にDMA T班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、 保健福祉部
34	5/26	・ 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
35	8/27	・ 病床確保計画に基づく病床等を確保 入院患者：最大病床数 4 6 9 床（計画上 3 5 0 床） 宿泊療養者：最大室数 1 6 0 室（計画上 1 6 0 室）	対策本部、 保健福祉部
36	9/15	・ 軽症者等宿泊療養施設として、「ホテル東横INN福島駅西口（6 0 室）」を選定し、運用を開始 ※既存の東横INNいわき駅前（1 0 0 室）と合わせて 1 6 0 室	対策本部、 保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

37	6/11	・ 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全 9 保健所と全 1 2 消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、 保健福祉部
----	------	---	----------------

6) 医療人材の確保

38	5/26	・ [再掲] 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
----	------	---	----------------

7) 診療情報の共有

39	4/30	・ 「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、 保健福祉部
40	5/14	・ 「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有（特例包括対応）の運用を開始	対策本部、 保健福祉部

8) その他

41	7/28～	・ 医療機関や高齢者施設、障がい者施設等で働く職員へ支給する慰労金などについて、申請受付を開始	保健福祉部
----	-------	---	-------

(5) 経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等			
42	3/5	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
43		・ 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施	商工労働部
44	6/15～	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に引き上げ。	商工労働部
45	7/9～	・ 活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）を実施（新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助）	商工労働部
46	8/3～	・ 国・県・市町村等による新型コロナウイルス関連の公的融資制度を受けた県内中小企業がハイテクプラザの機器を使用する場合又はハイテクプラザに試験を依頼する場合にその使用料又は手数料を全額免除する措置を実施（R3.3/31まで）	商工労働部
47	9/1～	・ 県全域での消費拡大策として、「コロナに負けるな！オールふくしま買って応援キャンペーン」第1期を開始（11/15まで）	商工労働部
48	9/14～	・ 県補助事業「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」により福島県中小企業中央会が交付する交付金（4月又は5月の売上げが前年同月比20%以上50%未満減少した事業者を一定の要件のもとに支援する交付金）の申請受付を開始。（11/30まで） また、事業協同組合等が業種・業態別の感染防止予防ガイドラインに基づく取組を徹底するために実施する研修会等にかかる経費への補助申請も受付開始。（10/8まで）	商工労働部
49	9/18～	・ 令和2年度「ふくしま小規模事業者等いきいき支援事業」の公募を開始。（10/13まで） 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小・小規模企業者等の事業継続や収束後の新たな消費喚起取り組みなどを支援。	商工労働部
50	10/15～	・ 「県民宿泊割引」の対象県拡大及び期間延長（東北6県・新潟県、2/1チェックアウトまで）	観光交流局
②世帯への貸付制度等			
51	3/25	・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
52	4/20～	・ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
53	1/29	・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。（県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。）	商工労働部
54	常設	・ 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
55	3/3	・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
56	2/14～	・ 福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
57	常設	・ 東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部

④農林漁業者への対応等			
58	4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
59	4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
60	7/8～	・新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化等に対応するため、輸出を行う食品事業者等に対し、施設の整備や機器の導入等を支援	農林水産部
61	7/8～	・新型コロナウイルス感染症拡大に起因する牛肉枝肉価格の大幅な下落により、経営危機に直面している県内の肥育農家に対し、経営体質強化等に必要な経費の一部を緊急に支援	農林水産部
62	10/7	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年の収入保険に新規加入する際の保険料及び福島県農業共済組合が令和2年度中に実施する加入促進に係る経費に対して補助金を交付する。	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

63	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
64	4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
65	9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
66	10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部

2) 緊急事態宣言後の取組み

67	9/17	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
----	------	------------------------------	----------------

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

68	9/1～	・地域公共交通感染防止対策事業（運転代行）補助金の募集開始。HP等で周知。	生活環境部
69	9/14～	・地域公共交通感染防止対策事業（タクシー）補助金の募集開始。HP等で周知。 （運転代行業者やタクシー事業者が行う新型コロナウイルス感染防止対策に対して補助。申請受付期限は、郵送：12/31まで、持参：12/28まで）	生活環境部
70	9/17	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」(都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み)に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告
- J ヴィレッジを活用した健康増進事業(6/13～)
 - ・ コロナ禍における外出自粛による県民の運動不足とストレスの解消を図り、県民の健康維持・増進を図る
 - ・ 広大なJヴィレッジの天然芝を活用し、コロナ禍でも取り組める「新しい生活様式」に対応した健康増進の取組(受付での健康状態の確認、アルコール消毒等の対策)

◆ 生活環境部

- 県政CM、県政ラジオ番組(FM)、新聞の県政広報枠等を活用し、随時新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に対する注意喚起を呼びかけ。

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 県アンテナショップ等で利用できるプレミアム付き商品券「ふくしま県産品応援商品券」発行

◆ 農林水産部

- インバウンドの減少や外食需要の激減に伴い、高価格帯の農畜産物の価格が大きく下落していることから、オンラインストアを活用した生産者応援キャンペーンを実施(5/15～)
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により消費が減退している県産花きについて、公共施設等における展示を契機とした利用定着、活用拡大の取組を支援する(7/8～)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により急激に消費減少し、販売価格が大幅に低迷している県産牛肉、県産地鶏、県産水産物について学校給食での消費拡大を図る(7/8～)

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食産業での米の消費量が減少し、民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米の価格下落が懸念されていることから、令和2年産の主食用米を飼料用米に転換推進を図る（7/27～）
- 新型コロナウイルス感染症収束後、訪日外国人が安心して利用できる環境を整えるため、飲食店が行う衛生管理の徹底・改善を図るための設備導入や店舗の改装等に対して補助金を交付（7/27～）
- 新型コロナウイルスの影響による外出自粛に伴い、遊漁料収入が大幅に減少している内水面漁協の溪流魚放流に支援し、資源の維持と漁協経営の安定を図る。（10月下旬～）

◆ 土木部

（1）県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（5/22～）

（2）その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年4月～9月分に係る空港使用料の支払い期限を6ヶ月間猶予（4/24）
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）

- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施（3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（4/17～）

(2) その他

- 実習生（看護実習、その他）の受け入れの延期（4/9～）

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底について、代表者会議で決定
 - ・実施期間：4月16日から当面の間

◆ 警察本部

(1) 県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

(2) 勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

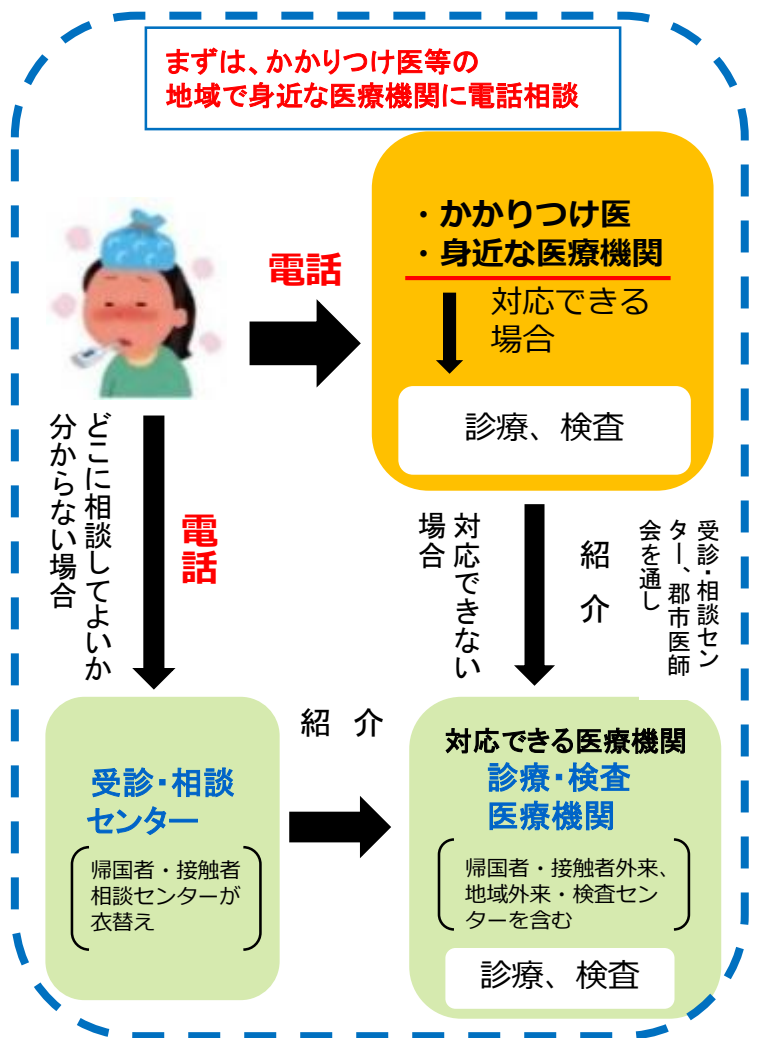
◆ 総務部、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施

課題

- 季節性インフルエンザの流行期では、多数の発熱患者が発生しており、次のインフルエンザ流行に備えて、発熱等の症状のある多数の患者に対して、地域において適切に相談、診療・検査を提供する体制を整備する必要がある。

新しい相談・受診の流れ



I 相談体制

1 名称変更

令和2年11月1日から、「帰国者・接触者相談センター」を「**受診・相談センター**」に名称変更。

2 役割変更

- ① 原則として、発熱患者等は、事前に「受診・相談センター」に相談することなく、かかりつけ医等の身近な医療機関に、直接、相談・受診することとなるため、「受診・相談センター」は、症状のある患者の相談を受け、帰国者・接触者外来を案内するという従前の役割が解消。
- ② 今後は、急に症状が悪化して夜間・休日に受診可能な医療機関を探す方に、住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先として体制を維持。
- ③ 地域の「診療・検査医療機関」や地域外来・検査センター、帰国者・接触者外来の対応可能時間等を、郡市医師会とともに情報を共有し、発熱等症状のある患者等から相談があった場合には、最寄りの適切な医療機関の案内や受診調整を実施。

II 診療・検査体制

1 「診療・検査医療機関」の指定

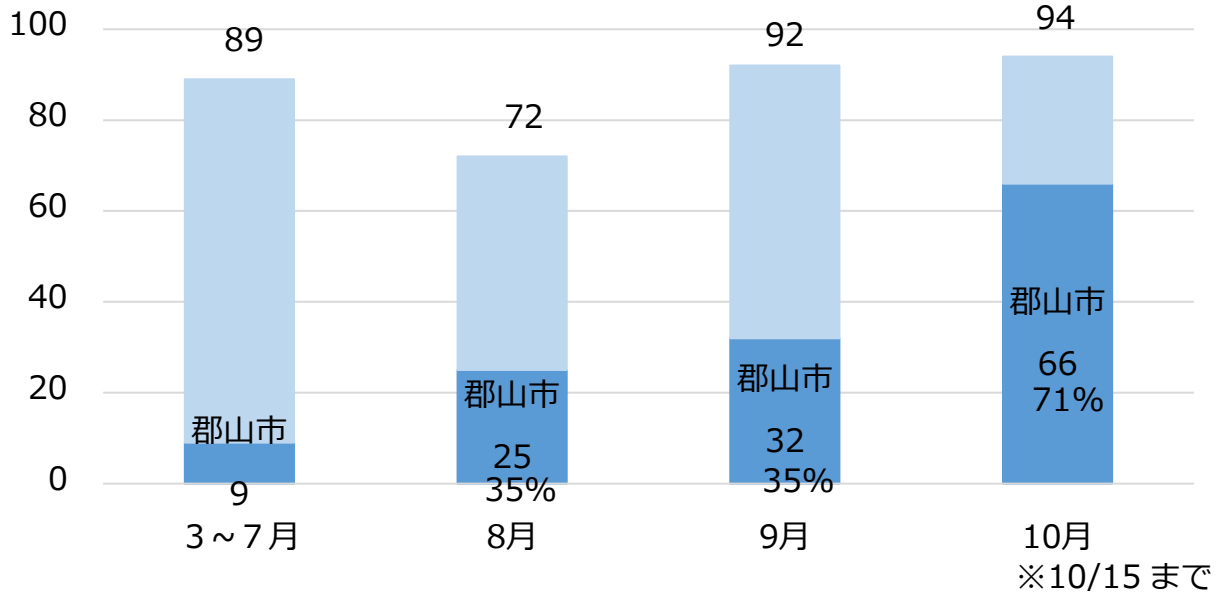
- **発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関**（県・中核市と行政検査の集合契約又は個別契約を締結した医療機関のうち、指定に係る報告があった医療機関）を、**県が指定。**

2 地域における情報共有

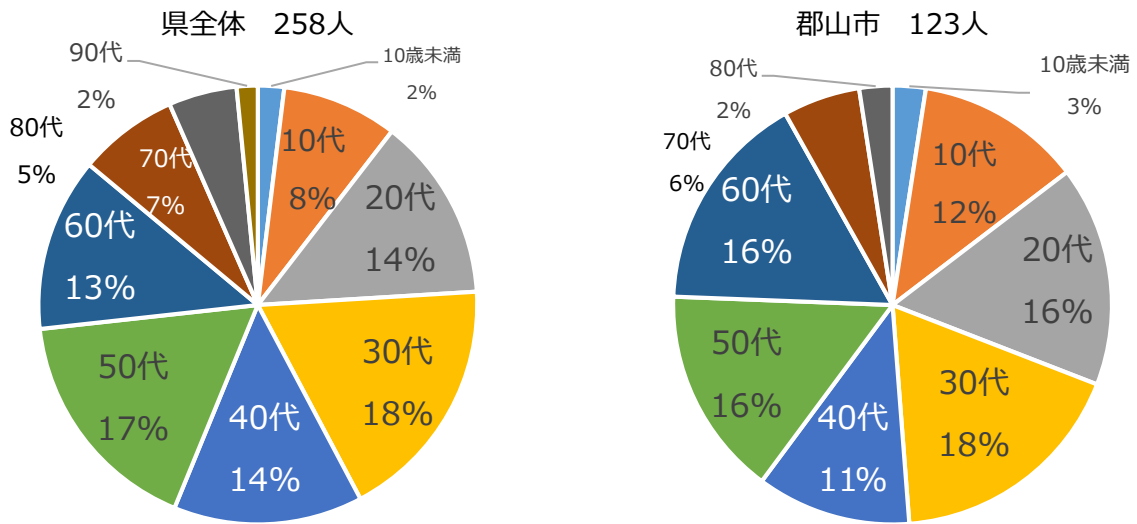
- 指定を受けた「診療・検査医療機関」の対応可能時間等の必要な情報について、**県・中核市、「受診・相談センター」、郡市医師会の間で情報を共有。**

1 新規感染者数（8～10月：県全体 258人、郡山市 123人）

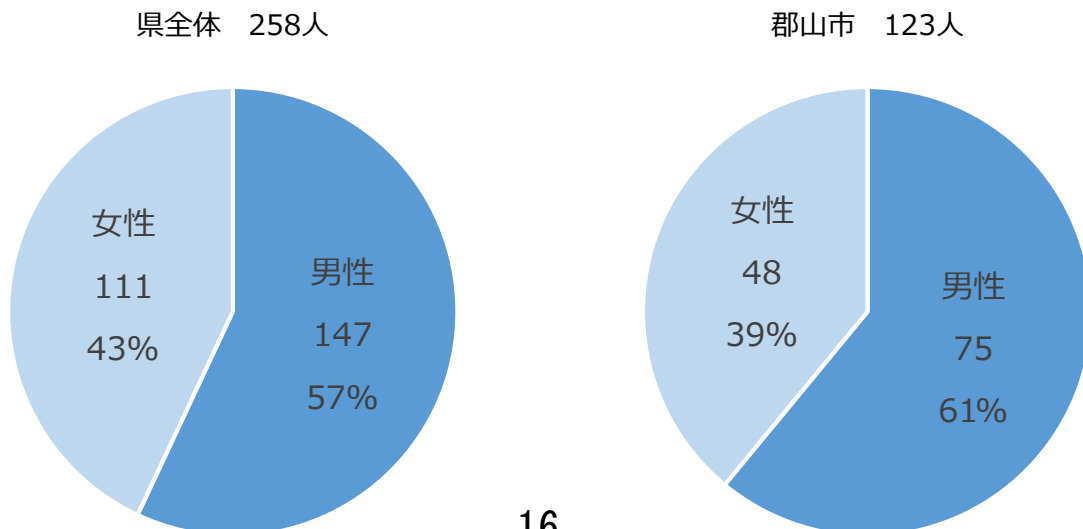
単位：人



2 年代別



3 性別



厚生労働省クラスター対策班の支援による新型コロナウイルス感染症患者の
発生状況の分析と今後の対策について（第1報）

令和2年10月15日
郡山市保健所

1 経緯・目的

郡山市においては、令和2年9月から新型コロナウイルス感染症患者が急増し、この間88人の患者を確認した。（10月11日時点）。これらの中には、駅前の飲食店を利用した後感染が確認された患者が多いことから、10月12日から15日までの間、厚生労働省クラスター対策班の支援を受け、郡山市における患者の感染経路を分析することにより、今後の対策に反映させることを目的として、疫学分析を実施した。

2 分析の対象

9月1日から10月11日までに確認された全患者及びこれらに関連が推定された患者総数88人。

3 感染経路の分類と定義

- (1) 駅前：駅前繁華街（駅前一丁目・二丁目、中町、大町一丁目）の飲食店で勤務、あるいは
利用し、感染した可能性のあるもの
- (2) 家族：家族内での感染と想定されるもの
- (3) 知人：家族以外の知人との個人単位で濃厚接触で感染した可能性のあるもの
- (4) 職場：職場内での濃厚接触があり感染したと想定されるもの
- (5) 県外：感染の蔓延しつつある地域（県外）への行動歴があり、県外での感染が想定さ
れるもの
- (6) 不明：上記以外

※駅前とその他分類が重複する場合は駅前を優先

4 分析の結果

- (1) 全体像（解析対象患者88人）
 - 発症日を基準としたの流行曲線（別紙のとおり）
 - 性別：男性55人（63%） 女性33人（37%）
 - 年代：男性 20代7人（13%）、30代12人（22%）、40代6人（11%）、
50代9人（16%）、60代12人（22%）
女性 20代8人（24%）、30代8人（24%）、40代7人（21%）、
50代2人（6%）、60代3人（9%）
 - 感染経路：駅前32人（36%）、家族19人（22%）、知人5人（6%）、
職場9人（10%）、県外6人（7%）、
感染経路不明は17人（19%）
(再掲) 駅前32人及びそこから感染者15人 計47人（53%）

- 推移：9月初期は駅前飲食店の従業員間感染による小さな集団感染
9月上旬から中旬までは、感染経路不明や県外での感染事例が散発
9月下旬から10月初旬は、駅前で感染した患者が多数発生し、その後、駅前で感染した患者から家族、職場への感染が拡大

(2) 駅前で感染した事例（32人）の分析

- ① 感染場所となった飲食店数：7店舗（接待を伴う店舗2店舗、その他5店舗）
- ② 患者5人以上発生した飲食店数：3店舗（接待を伴う店舗1店舗、その他2店舗）
 - 県外で感染した従業員から飲食店内において同僚間で感染拡大した事例
 - 感染した客から、同席者並びに従業員が感染したと考えられる事例
 - 感染していた従業員から利用客に散発的に感染したと考えられる事例

5 厚労省クラスター対策班からの提言について

(1) 保健所が実施する積極的疫学調査に関する提言

- 積極的疫学調査から疫学情報の集約と解析を行い、リスク評価を継続して実施する

(2) 郡山市として講ずべき対策に関する提言

- 駅前繁華街への集団検査を継続し、繁華街の現状の評価を行う
- 駅前以外の繁華街に対しても感染リスクを周知し感染防止と早期探知に努める
- 現段階から医療機関、福祉施設への流入を警戒し、関係各位と密な情報交換を行い迅速な対応がとれるように準備する

6 郡山市における今後の新型コロナ感染症拡大防止策について

(1) 医療機関・福祉施設等への感染拡大の防止

- 郡山医師会と郡山市保健所共催で医療従事者対象の研修会を実施（10月29日）
- 駅前地区に所在する保育施設職員、高齢者施設職員への無料PCR検査拡大

(2) 駅前飲食店への支援策の充実

- 店舗ごとの無料PCR検査を11月末まで継続
- 無料PCR検査で陽性者が確認された店舗に対する再検査機会の提供
- 検査実施店舗名の公表（店舗の希望による）
- 関係団体と連携した感染防止策を推進
- その他、6回の駅前飲食店の検査結果を踏まえて対策を追加

(3) 家庭内や飲食店での感染防止策の徹底

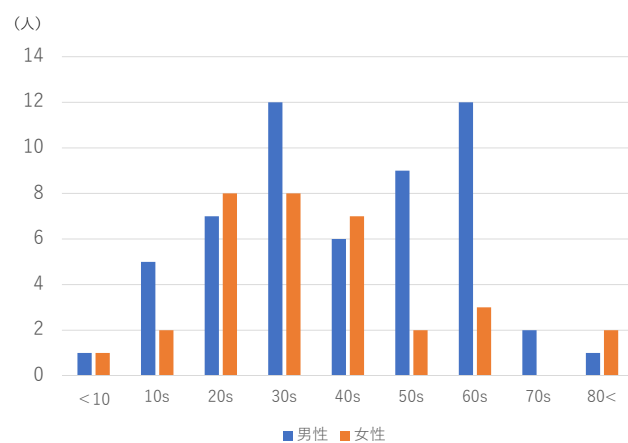
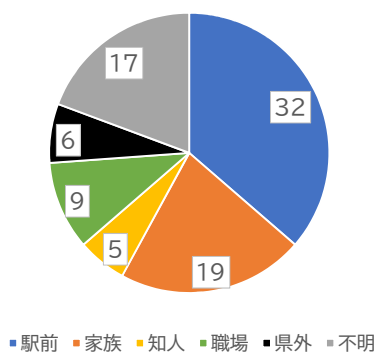
- 日頃の体調確認、体調不良時の早期受診を周知
- 体調不良時には、飲食店等を利用しないことを周知

厚労省クラスター対策班 福島県郡山市調査のまとめ(概略版)

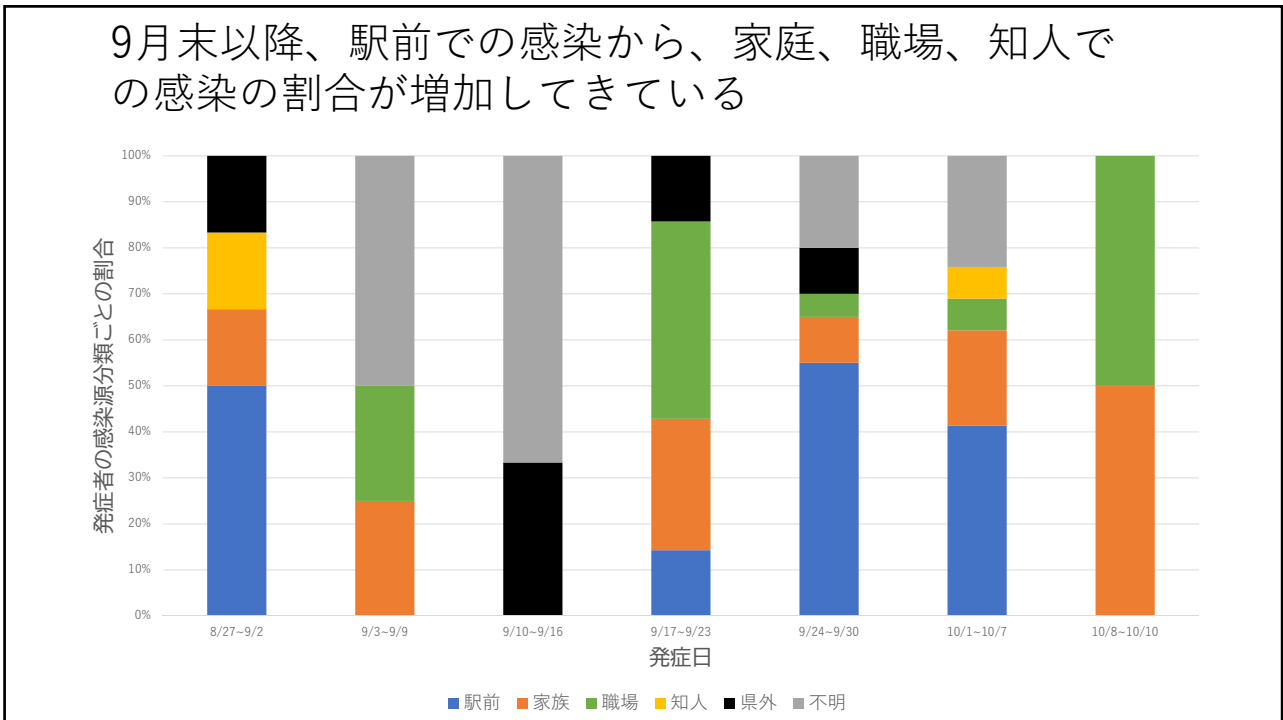
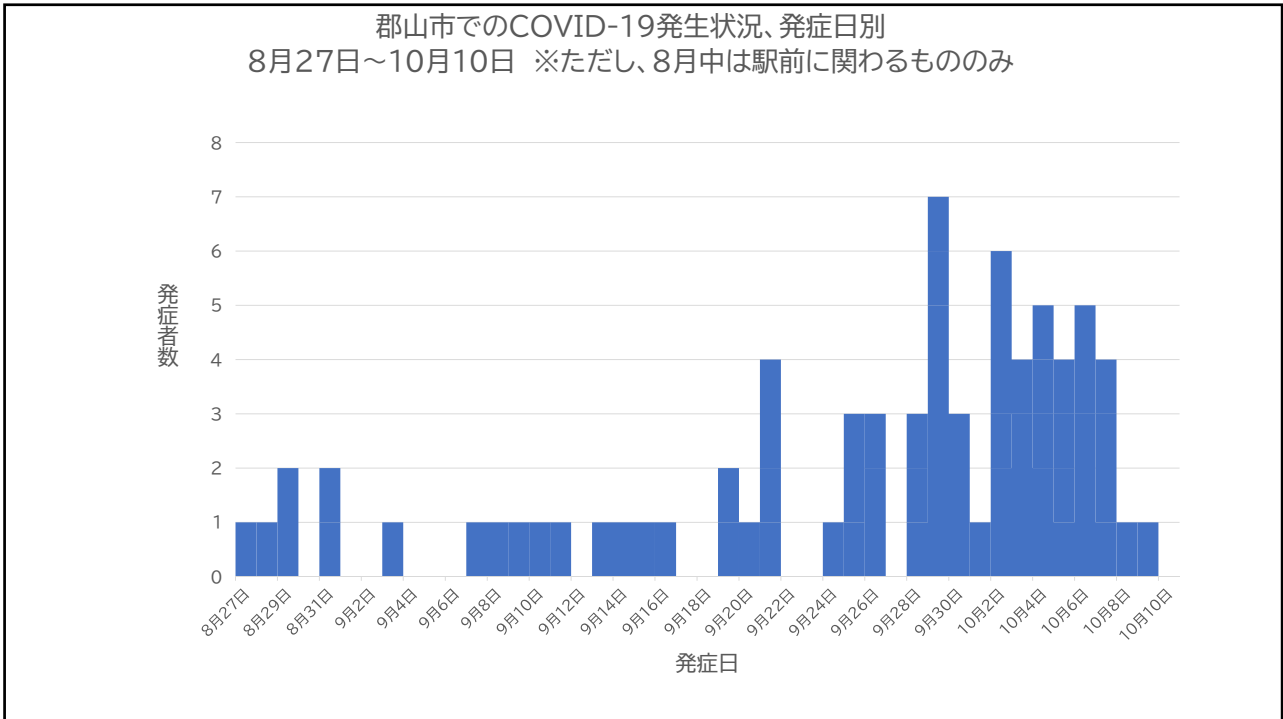
PCR陽性者の属性 8月29日～10月12日郡山市報告分 n=88 ※8月29日はホストクラブ関係者に限る

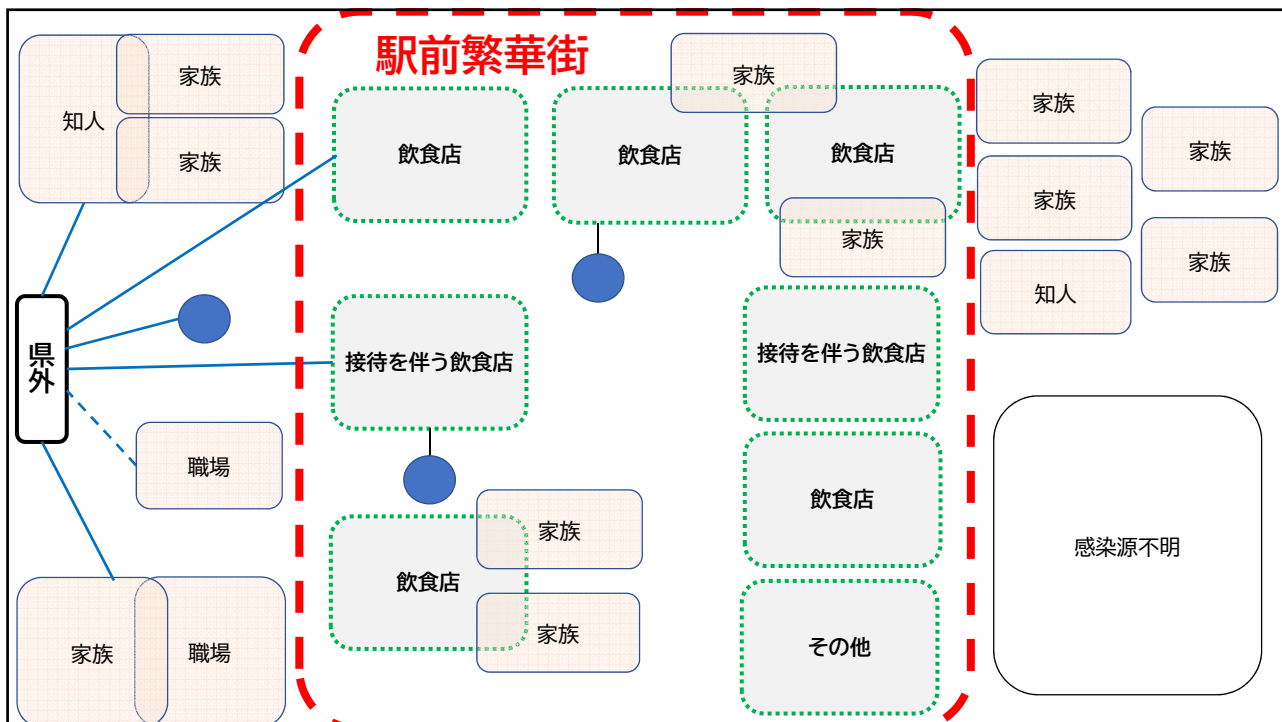
検査時点での症状		
有症状	74	84.1%
無症状	14	15.9%

想定感染源



男性：55人 女性：33人





提言

- ・ 積極的疫学調査から疫学情報の集約と解析を行い、リスク評価を継続して実施する
- ・ 駅前繁華街への集団検査を継続し、繁華街の現状の評価を行う
- ・ 駅前以外の繁華街に対しても感染リスクを周知し感染防止と早期探知に努める
- ・ 現段階から医療機関、福祉施設への流入を警戒し、関係各位と密な情報交換を行い迅速な対応がとれるように準備する

参考指標

※カッコ内は福島県の数値

	医療提供体制等の負荷		監視体制	感染の状況			
	病床のひっ迫具合		PCR陽性率	新規報告数	直近1週間と先週1週間の比較	感染経路不明割合	
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ	①最大確保病床の占有率 1/5 (20%) 以上 (70/350床以上) ②現時点の確保病床数占有率 1/4 (25%) 以上 (118/469床以上)	①最大確保病床の占有率 1/5 (20%) 以上 (10/50床以上) ②現時点の確保病床数占有率 1/4 (25%) 以上 (11/42床以上)	人口10万人あたりの全療養者数 15人以上 (入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数) (277人以上)	10%	15人/10万人/週以上 (277人以上)	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣ	①最大確保病床の占有率 1/2 (50%) 以上 (175/350床以上)	①最大確保病床の占有率 1/2 (50%) 以上 (25/50床以上)	人口10万人あたりの全療養者数 25人以上 (462人以上)	10%	25人/10万人/週以上 (462人以上)	直近1週間が先週1週間より多い	50%
本県の現状 (10月15日現在)	① 22.3% ② 16.6% 〔78床〕	① 6.0% ② 7.1% 〔3床〕	※1 4.44人 〔82人〕	※2 ※3 2.4% 〔52件 / 2,145件〕	※1 ※2 2.82人 〔52人〕	※2 + 20名 〔直近 52人 / 先週 32人〕	※2 ※4 30.8% 〔16人 / 52人〕

注 ※ 本県の現状病床数には入院予定を含む。

※1 人口については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性比—総人口、日本人人口(2019年10月1日現在)」により算定(1,846千人)。

※2 直近1週間(10月9日(水)~10月15日(木))の累計により算定。

※3 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。

※4 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中(県外感染疑いを含む)を含む。